

平成 30 年度 地産地消等優良活動表彰 実施要領

第 1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売や加工などの取組を通じて、農林漁業の 6 次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。

国産農林水産物の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物の消費拡大を推進していくことも重要である。

また、学校給食等における地場産物の活用は、子ども達が生産者や生産過程を理解し、食に関する感謝の念の醸成や、地域の自然、食文化や産業等について理解を深めることを通じ、地域社会への思いの醸成や職業教育にも資するため、幼少期から大学生等まで教育課程における地産地消や農業体験等の取組が積極的に進められている。

このような中、全国各地の創意工夫のある様々な地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大を推進する団体・企業や個人を募集し、優れた取組を表彰する。

こうした表彰を通じて、更なる地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進を目的に実施する。

第 2 実施主体

この表彰は、全国地産地消推進協議会が実施する。

第 3 表彰の部門

表彰の部門は、生産部門、食品産業部門、教育関係部門、個人部門とする。

第 4 表彰の対象者

地域の農林水産物・食品の利用促進や消費拡大、都市部から国内の農林水産物・食品の利用促進や消費拡大を行う団体・企業又は個人とする。

1. 生産部門

農林水産物を生産する団体・企業（自治体、農業組合、生産者（生産者の加工・製造・販売等を含む）、直売所）等

2. 食品産業部門

農林水産物を加工・流通・販売する団体・企業（食品産業、加工、製造、流通、小売（量販店・消費生活協同組合）、外食、中食（弁当、惣菜）、給食（社員食堂、病院、福祉施設））等

3. 教育関係部門

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、学校給食会等

4. 個人部門

個人（地産地消コーディネーター、6次産業化プランナー、栄養士、栄養教諭、栄養職員等。団体等に所属していても応募可能。）

第5 取組内容

国産・地場産農林水産物・食品の使用割合の増加に貢献するなど地産地消に資する、次に掲げるような取組を複数行っている団体・企業又は個人。

1. 農林水産業の担い手や組織の後継者、生産・加工技術等の伝承・普及のための人材等の育成が行われている取組。
2. 規格外品の有効活用や遊休農地の活用など、地域の農林水産物の生産が増加することで、農林漁業者の所得の向上に貢献している取組。
3. 有機栽培・地域循環・輸送の工夫など環境への負荷低減を図る取組。
4. 地域の特性を活かしつつ、多様な品目を安定的に生産する体制を整備している取組。
5. 流通事業者等との連携等により適切かつ効率的な流通を確保している取組。
6. 食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズや農林水産物の生産量の変動、流通経費の削減等に対応し、地域の農林水産物を安定的に供給するための研究や取組。
7. 国産・地場産品を使用し、食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズが反映された商品やメニューが作られている取組。
8. 消費者、若者等への生産・販売の体験活動などの食育や食農教育を積極的に行っている取組。
9. 生産者や消費者との交流を通じて、国産・地場産品の魅力を訴求している取組。

第6 表彰の応募

1. 応募方法

表彰を受けようとする団体・企業、個人又は表彰の候補者を推薦しようとする団体・企業、個人は、応募用紙（別紙1）に必要事項を記入し、応募期間中に、表彰を受けようとする団体・企業、個人が主たる活動を行う区域を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の地産地消担当部署に、郵送、又は受付用メールアドレス宛（別紙2）に提出することとする。（メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系ファイル、又はPDFファイルで送信すること。圧縮ファイルは受信不可。）

2. 応募期間

平成30年7月13日（金）から平成30年8月24日（金）まで

3. 応募書類の提出

応募書類の提出を受けた地方農政局等は、表彰事業事務局に平成30年8月29日（水）までに提出することとする。

第7 表彰の審査

1. 表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大の推進等に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。
2. 審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。
3. 審査委員会では、あらかじめ審査基準を定め、書類審査を行い、表彰の候補を選定する。
4. その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

第8 表彰の種類

審査基準（案）（別紙3）に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、表彰の種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞	4点
文部科学大臣賞	1点
農林水産省関係局長賞	数点
全国地産地消協議会会長賞	数点

第9 結果の通知

応募者に対して、表彰事業事務局から結果を通知するとともに、表彰のホームページで受賞者を公表することとする。

第10 取組の普及

国産・地場産農林水産物・食品の消費拡大の推進に資するため、地産地消の取組を促進するとともに、関係機関と連携し、表彰された取組について、広く普及するよう努めるものとする。

第11 その他

この表彰の実施に関し表彰事業事務局など必要な事項は、実施主体が別に定めるものとする。

平成 30 年度 地産地消等優良活動表彰
応募用紙

1 応募部門 ※応募するいずれか 1 つの部門に○を記載して下さい。

生産部門		食品産業部門		教育関係部門		個人部門	
------	--	--------	--	--------	--	------	--

2 応募者の概要

企業・団体名	(ふりがな) ----- ※個人の場合は代表者欄からご記入して下さい。					
代表者氏名	(ふりがな) ----- 氏 名 (役職 :)					
所在地・連絡先・担当者等	住所 : 〒 ※住所は事務所等の所在地をご記入して下さい。 電話番号 : FAX 番号 : メールアドレス : ホームページ : URL 担当者氏名 : (役職 :)					
活動主体の組織概要						
取組参加者	生産者	名	消費者	名	その他 ()	名
取組参加者の年代	1. 20 代以下 2. 30 代 3. 40 代 4. 50 代 5. 60 代 6. 70 代以上 ※取組に関わる年代全てに「○」を記載して下さい。					
連携している団体名等	※団体名称及び活動主体の取組との関わりも簡潔に記載して下さい。					
活動の範囲	1 旧市町村 2 市町村 3 広域市町村 4 都道府県 5 広域地方ブロック 6 全国 7 その他 ()					
活動の場所	主な生産地 : 主な加工地 : 主な消費地 : ※活動主体が活動の場所としている地域名を記載して下さい。					

3 取組の概要

(1) 取組理念

※メインテーマ、目標、キャッチコピーなどを簡潔に記載して下さい。

(2) 取組の概要

※取組の内容を簡潔に記載。写真データを2枚程度添付

(3) 過去5年間の取組実績（使用する農林水産物、取扱数量、取扱金額、利用者数等）

※5年以内に取組を開始した場合は開始年度から記載して下さい。

※ア～ウの該当する項目に○を記載して下さい。

※必要に応じ記載項目を追加して下さい。

（生鮮品、加工品、惣菜等）

ア 商品等の販売に関する内容	
イ 外食・施設給食等の食事提供	
ウ その他	

年度	主な農林水産物等の種類	取扱数量	取扱金額 (千円)	施設の場合の 利用者数
事業初年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				
平成28年度				
平成29年度				

(4) 地場産率に関する内容

※ 教育関係部門のみ記載。該当する単位（品目、重量、金額）に「○」を記載して下さい。

年度	品目・重量・金額 (%)
事業初年度	
平成25年度	
平成26年度	

平成 27 年度	
平成 28 年度	
平成 29 年度	

4 取組の経緯

- (1) 取組の動機・背景 ※地域の概要（例えば、地産地消の取組を推進する上での生産地や直売所、学校給食等の状況）も含めて記載して下さい。

- (2) 取組の経緯・発展過程

※取組や組織の発展過程などを時系列で記載して下さい。

5 取組の工夫

※ 1～5の観点で取組を行う上で工夫している内容を記入して下さい。

	取組の工夫
1 取組の持続性	
2 農林水産業の振興への貢献	
3 安定的な生産・供給	
4 利用促進による消費拡大	
5 理解増進	

6 将来への抱負



7 取組内容をPRする資料

※取組内容に関連する資料があればコピーを添付して下さい。(添付資料は3枚以内とします。)

応募書類の提出先一覧

応募書類の提出は、郵送又は受付用メールアドレスにご送信して下さい。

※メール送信の場合、1通当たり 7MB 以下とし、それを超える場合は複数回に分けて送信して下さい。

※添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint 等の office 系ファイル、または PDF ファイルで送信して下さい。Zip ファイル等の圧縮ファイルは受信ができませんので、ご注意下さい。

ブロック	担当都道府県	応募書類の提出先
北海道	北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 chisan_hokkaido@maff.go.jp
東北	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	東北農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 chisan_tohoku@maff.go.jp
関東	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野、 静岡	関東農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 chisan_kanto@maff.go.jp
北陸	新潟、富山、石川、 福井	北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 chisan_hokuriku@maff.go.jp
東海	岐阜、愛知、三重	東海農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 chisan_tokai@maff.go.jp
近畿	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 chisan_kinki@maff.go.jp
中国四国	鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 chisan_chushi@maff.go.jp
九州	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島	九州農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 chisan_kyushu@maff.go.jp
沖縄	沖縄	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 chisan_okinawa@maff.go.jp

地産地消等優良活動表彰 審査基準（案）

■審査基準項目

審査は、応募書類が審査基準項目を満たしているかを評価の基本とする。

各審査基準項目については、取組内容（例）に記載されているような取組を行っているかを応募書類より確認するものとする。その上で、取組内容、成果等を踏まえ、総合的な観点から最終的な審査を行うものとする。

審査項目	取組内容(例)
取組の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営体制が構築され、相当期間継続している取組。 ・農林水産業の担い手や組織の後継者、生産・加工技術等の伝承・普及のための人材等の育成が行われている取組。 ・自治体や他業種等、他団体・企業との協力・連携関係がある取組。
農林水産業の振興への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外品の有効活用や遊休農地の活用など、地域の農林水産物の生産が増加することで、農林漁業者の所得の向上に貢献している取組。 ・関連産業が拡大したり、雇用の促進など地域の活性化が図られている取組。 ・有機栽培・地域循環・輸送の工夫など環境への負荷低減を図る取組。
安定的な生産・供給	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を活かしつつ、多様な品目を安定的に生産する体制を整備している取組。 ・流通事業者等との連携等により適切かつ効率的な流通を確保している取組。 ・食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズや農林水産物の生産量の変動、流通経費の削減等に対応し、地域の農林水産物を安定的に供給するための研究や取組。
利用促進による消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国産・地場産品を使用し、食品関連事業者・消費者など需要者側のニーズが反映された商品やメニューが作られている取組。 ・国産・地場産品の利用促進により、消費が拡大している取組。
理解増進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、若者等への生産・販売の体験活動などの食育や食農教育を積極的に行っている取組。 ・生産者や消費者との交流を通じて、国産・地場産品の魅力を訴求している取組。 ・消費者へ国産・地場産品の生産方法や取組内容、品質、旬、調理方法など理解と関心を深める広報活動を行っている取組。

